

仮に 3/5 現在の基本構想（修正案）の内容で答申する場合の 案

令和 2 年 月 日

野辺地町長 野 村 秀 雄 様

野辺地町新庁舎建設等検討委員会
委員長 戸 澤 栄

野辺地町新庁舎建設基本構想の再検討等について（答申）

令和 2 年 1 月 1 5 日に諮問のあった野辺地町新庁舎建設基本構想の再検討等について、次のとおり答申します。

当委員会では、諮問された

- ① 町民に求められている役場庁舎の姿とはどういうものであるのか
- ② 「新庁舎建設に関するアンケート（令和元年１１月実施。以下「町民アンケート」という。）の集計結果」と「策定済みの基本構想（平成２９年１２月作成。以下「改正前基本構想」という。）」の相違をどのように整合させるべきか

の２つについて、検討してきました。

各委員からは様々な意見が出されましたが、当委員会の検討結果としては、

①については、町民アンケートに多く書かれ、望まれていることを実現できる庁舎が、町民に求められている役場庁舎の姿であろうと推察し、

②については、「町民アンケートの集計結果」と「改正前基本構想」の相違を別添１のように取りまとめ、「建設予定場所」と「新庁舎の大きさ」が主な相違点であると洗い出し、改正前基本構想の修正を進め、別添２の「野辺地町新庁舎建設基本構想（修正案）」のとおり整合させるべきだと判断しました。

主な修正事項は、以下のとおりです。

１．新庁舎の建設候補地について

町民アンケートの場所の設問の集計結果で過半の支持を得て最多となった現在役場がある「本町地区」が、町民に最も望まれる場所であると位置づけ、新役場庁舎の建設候補地とします。（「本町地区」での建設計画・設計を進めるにあたって、重大な課題がある場合などには「新町地区」での建設について検討することとします。）

２．新庁舎の建設規模について

「地方債同意等基準運用要綱」に基づき積算された延床面積は３，７１０．５㎡となるが、コンパクトな新庁舎建設を実現するため、設計において効率的配置に努め、２割程度の面積縮減を検討することとし、新庁舎の延床面積は約３，０００㎡以内、建築面積は約１，１００㎡を目標値とします。（車庫、倉庫等を含めた延床面積は地方債同意等基準の上限４，１００㎡以内で検討します。）

添付書類

- 別添１ 「町民アンケートの集計結果」と「改正前基本構想」の相違の整合
別添２ 野辺地町新庁舎建設基本構想（修正案）

以上

参考 第1回 1/15 の 資料 1

野 財 第 170 号

令和 2 年 1 月 15 日

野辺地町新庁舎建設等検討委員会委員長 殿

野辺地町長 野 村 秀 雄

野辺地町新庁舎建設基本構想の再検討等について（諮問）

野辺地町新庁舎建設等検討委員会設置要綱第2条の規定により、町民に求められている役場庁舎の姿とはどういうものであるのか、また、「新庁舎建設に関するアンケート（令和元年11月実施）の集計結果」と「策定済みの基本構想（平成29年12月作成）」の相違をどのように整合させるべきか、貴委員会の意見を求めます。